市民保健センター内雑排水ポンプ用逆止弁等取替業務委託
仕様書

市民保健センター内雑排水ポンプ用逆止弁等取替業務委託は、本仕様書により実施するものとするが、本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で市が業務上必要と認める業務については、委託金額の範囲内で実施するものとする。

1　委託業務名

市民保健センター内雑排水ポンプ用逆止弁等取替業務委託

2　委託期間

契約締結日から令和９年３月31日

3　業務実施時期

委託者と受託者が協議の上、決定する。

4　業務実施場所

守口市市民保健センター(以下「施設」という。)
所在地　守口市大宮通１丁目13番７号

5　業務の内容

施設の以下雑排水ポンプ用逆止弁、雨水ポンプ用逆止弁及び雨水ポンプ取替業務に係る軽微な設計と仕様確認を行い、故障した既設の機械等の撤去、新規の機械等の搬入、据付、配線、配管、調整、検査及び諸官庁への届出までの一式とする。

・DP-８ No.1.2 雑排水ポンプ用逆止弁
・DP-２ No.2 雑排水ポンプ用逆止弁
・DP-5-2 雨水ポンプ No.2 及び逆止弁
・DP-1-2 雨水ポンプ No.2
・DP-9-2 雨水ポンプ No.2

6　業務実施概要

別紙のとおり（同等以上の内容を可とする。）

7　業務実施概要附則

（1）　平日昼間作業

8　業務に関する留意事項

（1） 本作業の立会いは、委託者が随時行なうものとする。
（2） 当施設は、運営中のため、極力運営に支障なきよう工程及び作業方法については、施設及び市と充分協議をすること。
（3） 受託者は本作業に伴う関係法令を遵守すること。
（4） 現地作業の際には、対象外の物に対し充分な養生を施し、既設設備等に変化を生じせしめた場合は、速やかに報告の上、受託者の全額負担により復旧すること。
（5） 作業終了後は速やかに現状復帰し、機器等に異常のないことを確認するとともに、取替交換後の清掃等をすること。
（6） 本作業において受託者に起因する故障、破損等が生じた場合、受託者の責任において無償でこれに対処すること。
（7） 本仕様書に記載されていない事項については、関係法令を遵守し作業を行なうこと。
（8） その他、本契約に基づき作業を行なう上で疑義等が生じた場合は、委託者と協議の上、決定することとする。

9　提出書類

（1） 着手届
（2） 工程表
（3） 現場責任者
（4） 体制表
（5） 作業従事者名簿
（6） 報告書（打合せ記録含む。）
（7） 作業写真（作業前後）
（8） 完了届
（9） 取扱い説明書
（10） 保証書
（11） 今回の業務に必要な書類（諸官庁への提出書類含む。）

10 検査

当該機器の取り付け状況の最終確認を委託者立ち会いのもと実施し、正常に機能することの確認をもって検査合格とする。

11 検収

6・7 項に示す作業の終了、10 項に示す検査の合格及び 9 項に示す提出書類の納品を以って検収とする。

12 法令等の遵守

業務の履行に当たっては、本仕様書のほか次の各号に掲げる法令等を遵守すること。

(1) 地方自治法、同施行令

(2) 労働基準法

(3) 消防法

(4) 建築基準法

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(6) 高圧ガス保安法

(7) 個人情報の保護に関する法律、守口市情報公開条例

(8) その他関係法令、通知等

本契約期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

13 その他

その他この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。